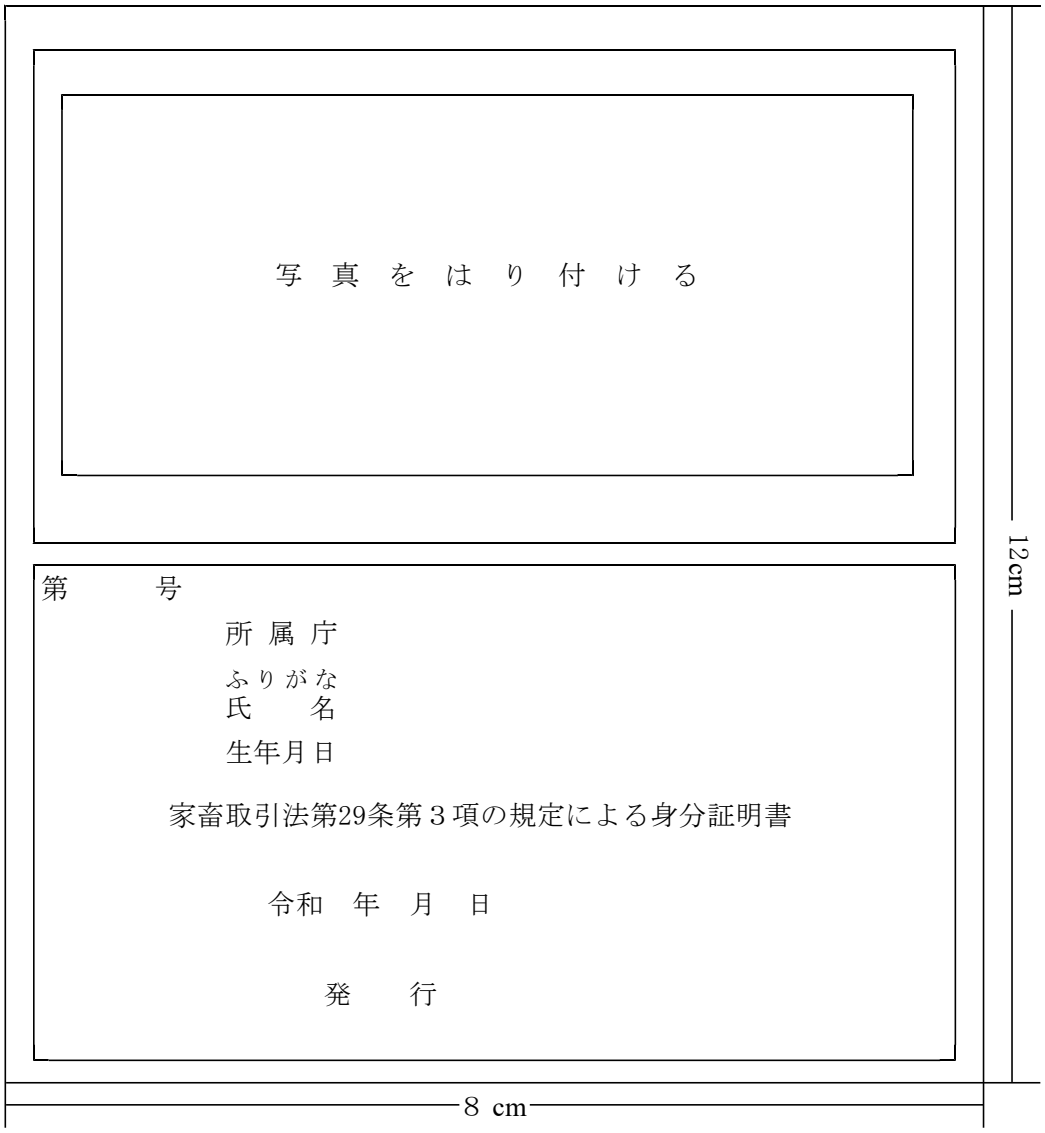
様式第七号

（表　面）


写　真　を　は　り　付　け　る
第　　号
所 属 庁
ふりがな
氏　　名
生年月日
家畜取引法第29条第３項の規定による身分証明書
令和　年　月　日
発　　行
12cm
8 cm

（裏　面）

この身分証明書を携帯する職員は、家畜取引法第29条第２項の規定により立入検査を行う職権を有するものである。

家畜取引法（抄）

（報告及び検査）

第29条　都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、開設者又は第27条第１項の規定による届出をした者に対し、その業務又は家畜取引の状況に関し報告をさせることができる。

２　都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、開設者の事務所、家畜市場又は第27条第１項の規定による届出に係る市場に立ち入り、業務の状況又は帳簿書類その他必要な物件を検査させることができる。

３　前項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

４　第２項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第35条　次の各号の一に該当する者は、３万円以下の罰金に処する。

一～四　（略）

五　第29条第２項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者